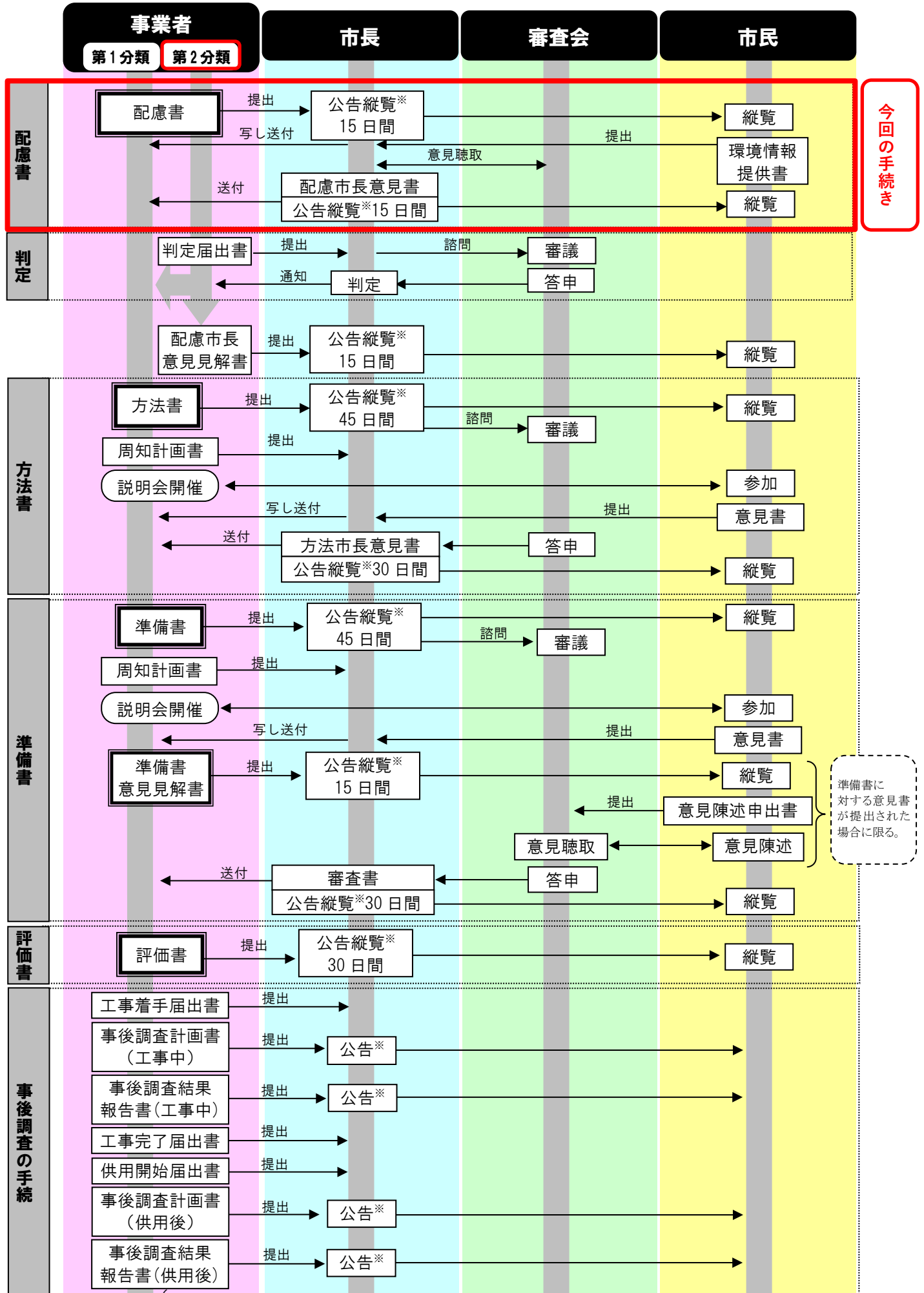


(仮称)みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画
計画段階配慮書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第3号に掲げる第2分類事業 別表 10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第8条第2項 提出日:平成30年8月22日
図書の縦覧の公告	条例第9条第1項 市報公告:平成30年9月5日 (広報よこはま9月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで公表)
図書の縦覧	条例第9条第1項 縦覧期間:平成30年9月5日～9月19日(15日間) 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 西区役所区政推進課 (横浜市中心図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで 配慮書の全文公開を実施)
環境情報提供書の提出	条例第10条第1項 提出期間:平成30年9月5日～9月19日 配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面 (以下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。 (環境影響評価課ホームページでも環境情報提供書の受付を実施)
配慮市長意見書の作成	条例第11条第1項 環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面 (以下「配慮市長意見書」という。)を作成し事業者に送付
審査会への意見聴取	条例第11条第2項 意見聴取依頼:平成30年9月14日 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く
配慮市長意見書の 公告・縦覧	条例第11条第3項 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧

(裏面あり)

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)